

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉	〇土地改良事業の工事完了届	一	〇開発行為に関する工事の完了	四
	〇保安林の指定を解除する予定である旨の通知	一	〇右 同	五
	〇道路の区域変更	一	〇特定調達契約に係る落札者等の公示	五
	〇道路の区域変更及び供用開始	二		六
	〇都市計画の変更	三	〈県営水道公告〉	八
	〇都市計画の変更	三	〇一般競争入札の実施	六
	〇都市計画の変更	三	〇右 同	八
〈公 告〉	〇災害共済事業の経営状況	三	〈教育委員会規則〉	
	〇採石業務管理者試験の実施	三	〇奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	一一

告 示

奈良県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり数人共同営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者	事業名	事業認可年月日	地区名	事業年度	完了年月日

大和郡山市大字矢田地区土地改良事業共同施行 施行委員長 三橋正和	ほ場整備事業	平成五年八月二十三日	矢田地 区	平成五年度から平成十五年度まで	平成十六年三月二十九日
--	--------	------------	-------	-----------------	-------------

奈良県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 解除予定保安林の所在場所 宇陀郡室生村大字室生三〇九（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林保全課及び室生村役場に備えて縦覧に供する。）

奈良県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 下市宗松線
- 三 道路の区域

奈良県告示第二百五十一号

2 0		路線 番号
吉野郡西吉野村唐戸二一先から吉野郡西吉野村唐戸四七八番三先まで	吉野郡西吉野村唐戸一〇三番一二先から吉野郡西吉野村唐戸三〇〇番三先まで	区 間
後	前	
A	B	A
九九・五 } 一一・〇	一〇・〇 } 三・七	敷地の幅員 メートル 一一・〇 } 九九・五
八五六・三	四七〇・〇	延 長 メートル 八五六・三
橋一六・二 うちかくれ メートル	橋一七・三 うちほたる メートル	備 考 うちほたる 橋一七・三 メートル うちもみじ 橋一五・三 メートル

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大和郡山上三橋線
- 三 道路の区域

1 4 4		路線 番号
大和郡山市高田町二八一番三先から大和郡山市下三橋町四四五番一先まで		区 間
後	前	
A	B	A
一〇・三 } 八・〇	二一・四 } 一〇・〇	敷地の幅員 メートル 八・〇 } 一〇・〇
一一九・〇	一三一・〇	延 長 メートル 一一九・〇
橋一六・二 うちかくれ メートル	橋一七・三 うちほたる メートル	備 考 うち郡界橋 三三・〇メ ートル

- 四 供用開始の区間
- 五 道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

平成十六年八月六日

奈良県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、田原本町産業建設部都市計画課及び駅前整備事務所において縦覧に供する。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路第三・四・五十一号王寺田原本桜井線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

磯城郡田原本町幸町

公 告

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館理事長から平成十五年度財団法人都道府県会館災害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により公表します。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

建物共済・自動車損害共済事業

分担金その他収入

災害共済金、経費その他支出

正味財産

- 三、四三二、九六一、七〇九円
- 二、一四七、九八八、二五五円
- 二一、二四八、五八五、四二二円

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

一 試験日時及び場所

- 1 試験日時 平成十六年十月八日（金） 午前十時から正午まで
- 2 場 所 奈良市登大路町六一二 奈良県文化会館

二 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

三 出題形式

選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題十問（全問必須問題）及び技術問題十七問（七問の必須問題と、十問から三問を選択して解答する選択問題）とします。

四 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間 平成十六年八月二十三日（月）から同年九月十七日（金）までとします。ただし、郵送による場合は、九月十七日付けの消印のあるものまで有効とします。
- 2 提出先 受験願書は、知事あてとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県生活環境部風致保全課へ提出してください。

五 提出書類

- 1 受験願書 様式は、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）に定める様式第九のとおりです。
- 2 写真 一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

六 受験手数料

八、〇〇〇円（受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書にはり付けてください。）

七 合格者の発表

平成十六年十月十八日（月）（予定）とします。合格者には合格の通知をし、県庁

前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年三月十二日第七二一一一五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月三十日第六〇七三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月三十日第三八七三三号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代八六二番地ノ一及び八六三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字千代三二四番地

元塚宗夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

下水道 磯城郡田原本町大字千代八六二番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年三月二十六日第七二一一四八号

平成十六年四月十四日第七二一一四八一号

平成十六年七月二十八日第七二一一四八一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日第六〇七二二二号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市矢田町五四九三番地ノ一の一部、五四九三番地ノ二の一部及び七二四二番地

番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市矢田町五四九三番地
平岡照啓

一 許可番号

平成十六年四月二十六日第七二一一八二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日第六〇七一七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日第三八七二二二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉四六四ノ一番地

松永建築株式会社 代表取締役 松永敦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一の一部、一八八番地ノ五の一部及び一八九番地ノ五の一部

下水道 香芝市鎌田一八七番地ノ九、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五の各一部

一 許可番号

平成十六年五月二十一日第七四一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日第六〇七〇七〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十九日第三八七二二二号

三 開発区域に含まれる地域

北高城郡上牧町葛城台三丁目一二九七番地ノ一及び一二九四番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉八五三番地ノ一

関西ハウジング 代表者 西浦克至

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県営競輪場で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県営競輪場庶務課
奈良市秋篠町 9 8
- 3 落札者を決定した日 平成16年7月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目3番22号
- 5 落札金額 39,764,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年5月21日

県営水道公告

受水地情報伝送設備工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。
平成十六年八月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 競争入札に付する工事の概要
 - 1 工事名
受水地情報伝送設備工事
 - 2 工事場所
大和高田市大東町 外4か所
 - 3 工事概要
受水地（5か所）の受電盤・計装盤及びテレメータ装置の更新
受電方式の変更（商用单相百ボルトの追加）
右記に伴う配線・配管工事

4 工事期間
約七か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- 2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。
- 4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内における直近のもの。以下同じ。）の結果における総合評点（電気工事についての総合評点をいいます。以下同じ。）が九百点以上の者であること。
- 5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が、一億七千万円以上であること。
- 6 過去十年以内に、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基づく浄水施設、送水施設又は配水施設の更新又は改良に係る、主要機器（計装設備及び遠方監視の回路システム）の自社による設計及び製作を含む電気設備工事に元請施工実績を有し、現在もその能力を有すること。
なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当しません。
- 7 この工事に係る主要機器（6に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。
- 8 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。
 - (一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (二) 過去十年以内に上下水道処理施設（電気設備）工事の従事経験を有する者であること。
 - (三) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付

を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあつた日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン 大阪支所
所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

10 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年八月六日（金）から同月二十四（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月二十四日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年八月二十三日（月）及び同月二十四日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年八月二十六日（木）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月二十七日（金）までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、同月三十日（月）までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年八月三十日（月）午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。
 2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年九月六日(月)午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年九月七日(火)午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年九月十四日(火)午後二時

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、一回とします。

七 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 2 虚偽の申請を行った者のした入札
 3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県営水道契約規程(昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理条例第六号)第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

1 この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)は、一七二、九六一、二五〇円です。

2 この工事の最低制限価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)は、一四七、〇一六、八〇〇円です。

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十三 その他

詳細は入札説明書によります。

十四 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課(電話〇七四二―二五―〇七七一内線三三六)まで問い合わせてください。

西部調整池情報伝送設備工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。)第六十七条の五第二項及び第六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年八月六日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

西部調整池情報伝送設備工事

2 工事場所
御所市櫛羅

3 工事概要

計装盤及び受電盤更新

受電方式変更（商用单相百ボルト追加）及びUPS設置
流量計及び水位計更新

水道管理センターとのT.M子局更新

4 工事期間

約七か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における総合評点（電気工事についての総合評点をいいます。以下同じ。）が九百点以上の者であること。

5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が、六千万円以上であること。

6 過去十年以内に、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基づく浄水施設、送水施設又は配水施設の更新又は改良に係る、主要機器（計装設備の回路システム）の自社による設計及び製作を含む電気設備工事の元請施工実績を有し、現在もその能力を有すること。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当しません。

7 水道法に基づく浄水施設、送水施設又は配水施設の更新又は改良に係る、主要機

器（超音波流量計）の自社による製作の能力を有すること。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による製作」には該当しません。
8 この工事に係る主要機器（6及び7に記載）の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

9 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(二) 過去十年以内に上下水道処理施設（電気設備）工事の従事経験を有する者であること。

(三) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

10 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン 大阪支所
所在地 大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

11 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

12 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

13 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請

書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布
申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間
平成十六年八月六日（金）から同月二十四（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月二十四日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所
奈良市大森町五七番地の一二
奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出
(一) 期間
平成十六年八月二十三日（月）及び同月二十四日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所
三の1の(二)に同じ。
(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。
(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知
参加資格の確認の結果については、平成十六年八月二十六日（木）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月二十七日（金）までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月三十日（月）までに回答します。

4 その他
(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時
平成十六年八月三十日（月）午後三時から
(二) 場所
奈良市大森町五七番地の一二
奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他
配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。
2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時
平成十六年九月六日（月）午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）
(二) 場所
三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年九月七日（火）午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所
1 日時
平成十六年九月十四日（火）午後二時半
2 場所
四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等
1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。
2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、一回とします。

七 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

2 虚偽の申請を行った者とした入札

3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、六二、三四二、七〇〇円です。

2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）は、五二、九九〇、三五〇円です。

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十三 その他

詳細は入札説明書によります。

十四 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二一二五―〇七七―内線三三六）まで問い合わせてください。

教育委員会規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年八月六日

奈良県教育委員会委員長 宇野 義明

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

商業（商業、情報処理）
商業（商業）

商業、情報処理
商業

に、

同 奈良工業高等学校
全日制 工業（機械、電気、工業化学、土木、建築）
定時制 工業（機械、電気）

を

同 奈良工業高等学校
全日制 機械、電気、土木、建築
定時制 機械、電気

に、

富同 高同

円高等学校

全日制 普通、美術、音楽

を

同 高円高等学校

同	に、	普通、歴史文化、国際英語、国際	同	斑鳩高等学校	全日制	普通	普通、英語	商業（オフィス情報）、家庭（服飾デザイン、食物）	普通	同	奈良北高等学校	全日制	普通、理数	同	片桐高等学校	全日制	普通	同	北和女子高等学校	全日制	普通、音楽、美術、デザイン	同	北和高等学校	全日制	普通	同	に、	雄高等学校
同	に、	オ技術、環境デザイン、ライフデザイン、ライフ	同	高取高等学校	全日制	普通、国際	通	業（農業、園芸、食品製造）	を	同	磯城野高等学校	全日制	生産科学、バイイン、フードデザイン、ヒュー	同	志貴高等学校	全日制	普	同	田原本農業高等学校	全日制	農	同	に、	総合農業、家政				
同	に、	総合農業（農業）、家庭（家政）	同	法隆寺国際高等学校	全日制	教養	同	に、「体育」を「スポーツサイエンス」に、	を	同	同	同	同															

別表第一の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

3 この規則の施行の日の前日において奈良県立高取高等学校の普通科又は国際科の生徒であった者は、改正後の規則別表第一に基づく奈良県立高取国際高等学校の普通科又は国際科の生徒となるものとする。

(原級留置となつた者に対する措置)

4 第二項の規定によりなお存続することとされた高等学校のうち次表の上欄に掲げる高等学校に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと(以下「原級留置」という。)となつた者で、第二項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となつた年度の次の年度より、次表の下欄に掲げる高等学校の相当学年に在学しているものとする。

奈良県立富雄高等学校	奈良県立奈良北高等学校
奈良県立北大和高等学校	奈良県立法隆寺国際高等学校
奈良県立片桐高等学校	
奈良県立斑鳩高等学校	
奈良県立北和女子高等学校	奈良県立磯城野高等学校
奈良県立田原本農業高等学校	
奈良県立志貴高等学校	奈良県立奈良情報商業高等学校
奈良県立桜井商業高等学校	
奈良県立広陵高等学校	奈良県立大和広陵高等学校

奈良県立高田東高等学校

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七二二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。